

**湯河原町公的資金補償金免除繰上  
償還等に係る公営企業経営健全化計画**  
**(下水道事業会計)**

**平成19年12月22日総務省承認**

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等について

## 【公的資金補償金免除繰上償還とは？】

地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、高金利の地方債の負担軽減を目的に、国が臨時特例措置として平成19年度から3年間実施していくものです。

通常、地方債を償還期限前に繰上償還する場合、補償金（未償還利子残額の80%程度）を支払うこととされていますが、公的資金補償金免除繰上償還は、4条件を満たし、法律に基づいて行うことを前提に、この補償金を免除するものです。繰上償還を行う自治体は、財政健全化計画等を提出しなければなりません。

これにより湯河原町においては、2億5,000万円の補償金が免除されることとなります。

### 4条件

抜本的な行政改革・事業見直しが行われること  
繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること  
財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること  
財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行財政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

## 繰上償還の対象となる地方債

湯河原町の普通会計は実質公債費比率が18.0%を超えているため、年利5%以上の地方債が対象となります。

湯河原町の下水道会計は資本費が158円を超えているため、年利5%以上の地方債が対象となります。

湯河原町の水道会計は資本費が基準を満たさないため、今回の補償金免除繰上償還の対象とはなりません。

## 繰上償還の実施時期

### 旧資金運用部資金

年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上
平成22年3月の定期償還日	平成21年3月の定期償還日	平成20年3月の定期償還日

### 旧簡易生命保険資金

年利5%以上7%未満	年利7%以上
平成22年3月の定期償還日	平成20年9月の定期償還日

### 公営企業金融公庫資金

年利6.7%未満	年利6.7%以上
平成20年9月の定期償還日	平成20年3月の定期償還日

## 【財政健全化計画・公営企業経営健全化計画とは？】

繰上償還を行おうとする場合に、地方公共団体が財務局長等に対して提出する行財政改革を目的とした計画です。

## 財政健全化計画・公営企業経営健全化計画の承認の条件

実質公債費比率について、基準年度の数値と比較し、計画期間終了時における目標値が原則として増加しないこと。

地方債現在高について、基準年度の数値と比較し、計画終了時における目標値が原則として増加しないこと。

補償金免除額（財政健全化計画等に起債された補償金の見込額をいう。）を上回る財政改善効果が示されていること。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を上回る職員数の純減が示されていること。

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：湯河原町下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和49年12月27日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	湯河原町	職員数 (H19. 4. 1現在)	14
構成団体名			

- 注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本金	189円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5,880 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	200 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.82 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	18.1 (H19)
		経常収支比率 (%)	95.7 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

- 注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	湯河原町公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	湯河原町長 富田幸宏
既存計画との関係	湯河原町行財政改革実施計画（平成19年度～平成23年度）
公表の方法等	町ホームページにて公開、議会常任委員会にて説明
基本方針	地方公営企業としての経済性を発揮し、経営の健全化・効率化に努めるため、料金等の適正化、適切な建設投資、企業債の抑制及び組織の改革等に取り組む。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		126	568	694
	補償金免除額		31	87	118
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	88			88
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	210	136	150	496

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	210,550	607,747	1,084,263	1,902,560
					0
					0
					0
合 計 (A)		210,550	607,747	1,084,263	1,902,560
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		210,550	607,747	1,084,263	1,902,560

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	87,778			87,778
					0
					0
					0
合 計 (A)		87,778	0	0	87,778
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		87,778	0	0	87,778

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	210,075	135,999	163,868	509,942
					0
					0
					0
合 計 (A)		210,075	135,999	163,868	509,942
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		210,075	135,999	163,868	509,942

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>当町は神奈川県西南端に位置し、相模灘を東に望み、三方を山々に囲まれた地形から、市街化を図れる土地は総面積の15%程度であり、用途地域及びその周辺部629haを下水道の全体計画区域として位置づけ、単独の処理場を有する公共下水道事業に昭和49年から着手した。</p> <p>昭和60年に供用開始以降、計画的に下水道を整備した結果、現在、人口普及率は90%に達するなど事業は順調に推移している。また、その間隣接する静岡県熱海市泉地区及び真鶴町の汚水の受入を決定し、広域的な下水道事業を推進してきた。</p> <p>しかし、処理場が観光立町としての玄関口に位置し、処理施設を地下埋設型にしたため建設費が高額となり、さらに、普及率を向上させるため単独にて管渠整備を推進した結果、起債の借入残高が多額となり、公債費の償還額が増大するとともに償還ピークを平成21年度に迎え、公債費負担が経営健全化の阻害要因となっている。</p>	
経営課題	課 題	公債費負担の健全化
	<p>汚水に係る資本費は一般会計の負担されるものを除き、維持管理費とともに本来使用料により回収すべき経費である。</p> <p>しかし、当町においては未だに資本費の水準が高いため、繰上償還や借換債の活用により後年度負担の軽減を図る。</p>	
	課 題	料金水準の適正化
	<p>「公共下水道事業長期財政計画」に基づき平成18年度に下水道使用料を改定したが、今後も建設計画、整備・普及計画を推進しながら、使用料の適正化を図っていく。</p>	
	課 題	定員管理の適正化
	<p>下水道事業に従事する人員は14名を配置しているが、処理場の維持管理に3名を要し、他団体と比較して人件費の水準が高い。</p>	
課 題		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		669	625	618	589	553	533	506	511	516	561	
	(1) 営 業 収 益 (B)		450	448	458	449	479	488	493	498	503	548	
	ア 料 金 収 入		449	447	453	445	475	483	488	493	498	543	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)				4	3	3	4	4	4	4	4	
	ウ そ の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益		219	177	160	140	74	45	13	13	13	13	
	ア 他 会 計 繰 入 金		198	160	145	125	61	32					
	イ そ の 他		21	17	15	15	13	13	13	13	13	13	
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)		680	630	620	592	558	534	479	457	437	423
		(1) 営 業 費 用		277	251	256	254	255	250	250	250	248	242
		ア 職 員 給 与 費		71	69	74	81	80	80	80	80	78	72
		ウ ち 退 職 手 当		3	3	3	5	5	5	5	5	5	4
		イ そ の 他		206	182	182	173	175	170	170	170	170	170
		(2) 営 業 外 費 用		403	379	364	338	303	284	229	207	189	181
ア 支 払 利 息			399	377	357	322	295	275	221	195	177	172	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
イ そ の 他			4	2	7	16	8	9	8	12	12	9	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			-11	-5	-2	-3	-5	-1	27	54	79	138	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		2,058	1,563	1,078	857	1,222	1,745	1,215	1,015	1,797	1,771	
	(1) 地 方 債		238	200	154	148	328	1,027	687	323	562	562	
	(2) 他 会 計 補 助 金		422	427	456	454	374	372	410	408	383	357	
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		953	625	316	191	390	253	89	198	680	680	
	(6) 工 事 負 担 金		427	292	132	44	109	72	8	65	151	151	
	(7) そ の 他		18	19	20	20	21	21	21	21	21	21	
	2 資 本 的 支 出 (G)		2,058	1,563	1,078	857	1,222	1,745	1,235	1,062	1,867	1,811	
	(1) 建 設 改 良 費		1,676	1,158	617	423	770	545	244	420	1,320	1,320	
	ウ ち 職 員 給 与 費		37	35	38	38	31	30	30	30	29	29	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		382	405	461	434	452	1,200	991	642	547	491	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0	0	0	-20	-47	-70	-40		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-11	-5	-2	-3	-5	-1	7	7	9	98
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	27	16	11	9	6	1	0	7	14	23
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	16	11	9	6	1	0	7	14	23	121
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)	16	11	9	6	1		7	14	23	121
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	63.0	60.4	57.2	57.4	54.8	30.7	34.4	46.5	52.4	61.4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	450	448	454	446	476	484	489	494	499	544
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
企 業 債 現 在 高	6802	6597	6290	6004	5880	5707	5403	5084	5099	5170
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6802	6597	6290	6004	5880	5707	5403	5084	5099	5170
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	198	160	145	125	61	32	0	0	0	0
うち基準内繰入金	66	66	71	71	61	29				
うち基準外繰入金	132	94	74	54	0	3	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	132	94	74	54						
資 本 的 収 支 分	422	427	456	454	374	372	410	408	383	357
うち基準内繰入金	45	49	47	35	31	30	30	30	30	30
うち基準外繰入金	377	378	409	419	343	342	380	378	353	327
うち赤字補てん的なもの	377	378	409	419	343	342	380	378	353	327

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	47.4	48.9	49.0	48.5	52.1	52.6	53.3	53.9	54.4	59.3	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	63.0	60.4	57.2	57.4	54.8	30.7	34.4	46.5	52.4	61.4	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	29.6	25.6	23.5	21.2	11.0	6.0	0.0	0.0	0.0	
	うち基準内繰入金	(%)	9.9	10.6	11.5	12.1	11.0	5.4	0.0	0.0	0.0	
	うち基準外繰入金	(%)	19.7	15.0	12.0	9.2	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの	(%)	19.7	15.0	12.0	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分	(%)	20.5	27.3	42.3	53.0	30.6	21.3	33.7	40.2	21.3	20.2
	うち基準内繰入金	(%)	2.2	3.1	4.4	4.1	2.5	1.7	2.5	3.0	1.7	1.7
	うち基準外繰入金	(%)	18.3	24.2	37.9	48.9	28.1	19.6	31.3	37.2	19.6	18.5
	うち赤字補てん的なもの	(%)	18.3	24.2	37.9	48.9	28.1	19.6	31.3	37.2	19.6	18.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100



( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定は、維持管理費と資本費のうち汚水に係る経費を使用料対象経費とし、累計収支過不足額の回収を考慮した長期財政計画に基づき、概ね5年ごとに段階的な料金の改定を予定している。なお、長期的な視点として、平成32年度に一般会計繰出金をゼロにする見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	現在、料金収入は維持管理費と資本費の一部(支払利息)に充当され、一般会計繰入金はそのほとんどが地方債の償還金の財源となっている。 今後、公債費の償還ピーク(平成21年度)が過ぎ、さらに高利率債の借換により、資本費に対する繰入金の赤字負担額は軽減していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成32年度に下水道事業(全体計画)を完了するため、今後、管渠整備として50億円、処理場の建設費として60億円の事業費を予定している。 資産売却の予定は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容																																																																																				
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>関連 平成9年度に第1次定員適正化計画、平成13年に第2次定員適正化計画、平成18年度に第3次定員適正化計画を策定し、定員管理を進めている。平成9年度と比較して平成18年度は51人の純減を達成しており、平成18年度以降5年間は、平成17年度に達成した356人を5年間維持する計画であるが、町長のマニフェストに係る職員数は「消防職、保育職等を除き、段階的に4年間で、10%を目標に削減」しようとするものであるため、退職者の不補充等で目標値に達成する見込みである。</p> <table border="1" data-bbox="611 391 2141 574"> <thead> <tr> <th colspan="4">&lt;第1次定員適正化計画&gt;</th> <th colspan="4">&lt;第2次定員適正化計画&gt;</th> <th colspan="4">&lt;第3次定員適正化計画&gt;</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>比較</th> <th>年度</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>比較</th> <th>年度</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H9</td> <td>403</td> <td>401</td> <td>2</td> <td>H13</td> <td>378</td> <td>377</td> <td>1</td> <td>H18</td> <td>356</td> <td>350</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>400</td> <td>394</td> <td>6</td> <td>H14</td> <td>381</td> <td>378</td> <td>3</td> <td>H19</td> <td>356</td> <td>350</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H11</td> <td>403</td> <td>391</td> <td>12</td> <td>H15</td> <td>379</td> <td>377</td> <td>2</td> <td>H20</td> <td>356</td> <td>347</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>401</td> <td>386</td> <td>15</td> <td>H16</td> <td>377</td> <td>366</td> <td>11</td> <td>H21</td> <td>356</td> <td>341</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H17</td> <td>377</td> <td>356</td> <td>21</td> <td>H22</td> <td>356</td> <td>335</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連 &lt;集中改革プランに基づく今後5年間の取り組み&gt; 平成17年に人事院から勧告された「地方公務員の給与構造」に基づき、平成18年4月から5年間で段階的に削減する。 &lt;これまでの取り組み&gt; 給料表の見直し(全給料表の給与水準の引き下げ、昇給カーブのフラット化) 地域手当の引き下げ(H17:9%, H18:5%, H19:5%, H22:0%) (国公H19:0%、H22:0%) 国の支給基準に合わせ、平成22年度には不支給とする。(平成19年3月に規則を改正した。)</p> <p>関連 技術職・保育士に係る特殊勤務手当を当分の間不支給(H16) 特殊勤務手当の見直しを実施(技術職務に係る特殊勤務手当を不支給)(H18) *技能労務職員の給与の現状・見直しについては、平成20年3月に「人事行政の運営等の状況について」をして公表する予定。</p> <p>関連 普通退職時の特別昇給制度を廃止(H17) 勤奨退職時の特例昇給を廃止(H18)</p>	<第1次定員適正化計画>				<第2次定員適正化計画>				<第3次定員適正化計画>				年度	計画	実績	比較	年度	計画	実績	比較	年度	計画	実績	比較	H9	403	401	2	H13	378	377	1	H18	356	350	6	H10	400	394	6	H14	381	378	3	H19	356	350	-	H11	403	391	12	H15	379	377	2	H20	356	347	3	H12	401	386	15	H16	377	366	11	H21	356	341	6					H17	377	356	21	H22	356	335	6
<第1次定員適正化計画>				<第2次定員適正化計画>				<第3次定員適正化計画>																																																																													
年度	計画	実績	比較	年度	計画	実績	比較	年度	計画	実績	比較																																																																										
H9	403	401	2	H13	378	377	1	H18	356	350	6																																																																										
H10	400	394	6	H14	381	378	3	H19	356	350	-																																																																										
H11	403	391	12	H15	379	377	2	H20	356	347	3																																																																										
H12	401	386	15	H16	377	366	11	H21	356	341	6																																																																										
				H17	377	356	21	H22	356	335	6																																																																										
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>流入量の増大に伴い、流入水質及び汚泥性状を把握し、適切な薬品注入等維持管理を精査することで経費を節減する。 冬季期間では流入量が低下するため、使用設備を縮小する運転を検討し、動力費や薬品費等の節減を図る。 初期建設施設の改築更新時において、省エネタイプの機種を選定するとともに、耐用年数の長い材質(樹脂製)を積極的に導入し、動力費や修繕費等の節減を図る。</p> <p>予定無し</p>																																																																																				

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	町ホームページ(予定) 広報誌(予定) 自己採点方式の事務事業評価は平成17年度より導入済み。行政評価については現在検討しているが、導入については未定である。
5 その他	関連(公債費負担の健全化) 以前から、公庫資金や県貸付金の低利債への借換に積極的に取り組み、公債費負担の軽減に努めてきたが、公的資金補償金免除繰上償還を活用し、後年度の負担を軽減することで企業の健全な経営の一助とする。 関連(料金水準の適正化) 「公共下水道事業長期財政計画」に基づき平成18年度に下水道使用料を改定したが、今後も建設計画、整備・普及計画を推進しながら、使用料の適正化を図っていく(長期財政計画に基づき、平成23年度に使用料改定を実施。)

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>人員削減                      当町は平成9年度に第1次定員適正化計画を策定以降定員管理の推進に努めており、平成9年度と比較して平成18年度は51人の純減を達成した。平成18年度以降5年間は、平成17年度に達成した356人を5年間維持する計画であるが、町長のマニフェストに係る職員数は「消防職、保育職等を除き、段階的に4年間で、10%を目標に削減」しようとするものであるため、退職者の不補充等で目標値に達成する見込みである。                      また、平成17年に人事院から勧告された「地方公務員の給与構造」に基づき、地域手当については平成18年4月から5年間で段階的に引き下げを実施しており、平成22年度には不支給とする。また、給料表の見直しにより、給与水準の引き下げや昇給カーブのフラット化等件費の抑制に努めている。                      当町の下水道事業に係る人員は、単独の処理場を有するためその維持管理に要する人員の削減は困難であるが、計画・普及・徴収等、業務の合理化を図り将来的に人員の削減を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>「公共下水道事業長期財政計画」に基づき平成18年度に下水道使用料を改定したが、今後も建設計画、整備・普及計画を推進しながら、使用料の適正化を図っていく。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>公債費負担の健全化                      以前から、公庫資金や県貸付金の低利債への借換に積極的に取り組み、公債費負担の軽減に努めてきたが、公的資金補償金免除繰上償還を活用し、後年度の負担を軽減することで企業の健全な経営の一助とする。                      収納対策                      町税等の収納強化を目的に平成19年7月に収納担当職員を増員し、さらに同年9月から全庁的な取組として、新たに15名の職員を滞納整理事務に従事させて収納対策の強化を図っている。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2 年度別目標等  
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	24,174	24,412	24,431	24,831	24,940		25,140	25,340	25,540	25,740	25,940	
	A 増減	251	238	19	400	109		200	200	200	200	200	
	水洗便所設置済人口(人)	18,648	18,899	19,249	19,722	20,028		20,188	20,348	20,508	20,668	20,828	
	B 増減	542	251	350	473	306		160	160	160	160	160	
	水洗化率(%)	77	77	79	79	80		80	80	80	80	80	
	C 増減	1	0	2	0	1		0	0	0	0	0	
	有収水量(m³)	3,790,021	3,769,570	3,824,062	3,722,805	3,686,367		3,736,000	3,786,000	3,836,000	3,886,000	3,936,000	
	D 増減	-619	-20,451	54,492	-101,257	-36,438		49,633	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	118	119	119	120	129		129	129	129	129	128	138
E 増減	0	1	0	1	9		0	0	0	0	-1	10	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0	10							10	
F 増減	0	0	0	0	10		-10	0	0	0	0	10	
収納率(%)	95	95	95	96	96		96	96	96	96	96	96	
G 増減	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	34,570	34,492	32,694	32,079	34,220		34,857	35,214	35,571	35,929	36,286	
	増減	28	-78	-1,798	-615	2,141		637	357	357	358	357	
	職員数(人)	13	13	14	14	14		14	14	14	14	13	
	増減	0	0	1	0	0		0	0	0	0	-1	-1
	管理運営費(千円)	1,061,593	1,035,190	1,048,863	1,026,497	1,010,428		1,720,000	1,457,000	1,093,000	981,000	917,000	
	I 増減	13,341	-26,403	13,673	-22,366	-16,069		709,572	-263,000	-364,000	-112,000	-64,000	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	44	42	43	41	41		68	58	43	38	35	
	J 増減	0	-2	1	-2	0		27	-10	-15	-5	-3	
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	250	243	242	246	247		434	358	259	227	208	
	K 増減	1	-7	-1	4	1		187	-76	-99	-32	-19	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	63	55	56	58	59		58	57	56	55	55		
L 増減	1	-8	1	2	1		-1	-1	-1	-1	0		
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	475	489	490	486	521		298	360	496	566	665		
増減	-2	14	1	-4	35		-223	62	136	70	99		
累積欠損金比率(%)													
増減							0	0	0	0	0	0	
企業債現在高(百万円)	6,802	6,597	6,290	6,004	5,880		5,707	5,403	5,084	5,099	5,170		
増減	-143	-205	-307	-286	-124		-173	-304	-319	15	71		
収入の確保	使用料収入	449	447	453	445	475		483	488	493	498	543	
	改善額	0	0	0	0	30		30	13	18	23	68	130
	有収水量の増加							0	3	6	9	12	45
	使用料の適正化					30		30				40	40
	収納率の向上							0	5	7	9	11	45
その他													
改善額							0					0	
経営の効率化	管理運営費	1,062	1,035	1,049	1,026	1,010		1,720	1,457	1,093	981	917	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	105	101	109	114	106		105	105	105	102	97	
	改善額	0	0	0	0	5		5	3	3	6	11	26
	職員給与費の適正化					5		5			3	8	11
	維持管理費(上記以外)の適正化 (処理場の運転効率の改善等)							0	3	3	3	3	15
	うち職員給与費中の退職手当	3	3	3	5	5		5	5	5	5	4	
	その他												
改善額							0						
計画前5年間改善額 合計							35						156
改善額 合計												156	

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

長期財政計画に基づき、平成23年度に使用料を改定する。

(参考) 補償金免除額 118